

# 令和4年度 第1回 総合教育会議

令和4年6月22日(水)  
午後2時から4時まで  
県庁別館8階第一会議室A, B, C

## 次 第

### 1 開会

- (1) 知事挨拶
- (2) 教育長挨拶

### 2 議事

- (1) 子どもの健やかな成長を支える教育の推進 [資料1～5]
- (2) 生涯を通じた学びの機会の充実 [資料6～8]
- (3) その他
  - ・ 県立高校への県外からの入学 [資料9、10]

### 3 閉会

## 令和4年度総合教育会議 年間スケジュール（予定）

回数	開催日	協議事項
第1回	6月22日	<ul style="list-style-type: none"><li>・子どもの健やかな成長を支える教育の推進</li><li>・生涯を通じた学びの機会の充実</li></ul>
第2回	9月1日	<ul style="list-style-type: none"><li>・魅力ある教育環境の整備</li></ul>
第3回	12月	<ul style="list-style-type: none"><li>・持続可能な社会を築くための教育の充実</li></ul>
第4回	3月	<ul style="list-style-type: none"><li>・子どもの健やかな成長を支える教育の推進 (小委員会中間報告)</li><li>・令和4年度協議事項への対応(報告)</li><li>・令和5年度協議事項</li></ul>

## 令和4年度「才徳兼備の人づくり小委員会」の進め方

### 1 要旨

- ・小委員会は、地域と連携した高等学校教育の在り方について、プラットフォームの設置やコーディネーター専門人材の確保等に関する具体的な提案を行い、一定の役割を果たした。
- ・人口減少社会を見据えた教育の質の確保が喫緊の課題となっている中、小委員会は、セーフティネットとしての高等学校の役割を指摘しつつ、魅力ある高等学校教育の方向性を示した。
- ・児童生徒の相対的貧困等の経済的格差やヤングケアラー等の社会的課題が顕在化しており、誰一人取り残さない教育の実現に向けた取組の充実が求められる。
- ・様々な課題に直面する中、より良い教育環境づくりを進めるため、これまでの小委員会の成果も踏まえ、困難を抱える子どもを支える環境づくりや人口減少社会を見据えた高等学校教育の在り方について、新たな体制で議論を行い、具体策を提案する。

### 2 協議事項

#### ○子どもの健やかな成長を支える教育の推進

##### 《想定される論点》

##### <困難を抱える子どもを支える環境づくりのための方策>

- ・こども家庭庁の設置を見据えた教育と福祉の連携や専門人材の確保・育成
- ・不登校や中途退学者等への教育機会の提供と支援（通信制高校、夜間中学等）
- ・子どもの心の問題の発生の未然防止（レジリエンス、ピアサポート等）
- ・学校を含めたプラットフォームによる子どもの支援（貧困、ヤングケアラー等）

##### <人口減少社会を見据えた高等学校教育の在り方>

- ・人口減少に適応した教育の質の確保（学校間連携、ICT活用、施設複合化等）

### 3 委員一覧

（敬称略、委員は五十音順）

氏名	役職等
たかはた さち 高畑 幸（委員長）	静岡県立大学国際関係学部教授
いのうえ みちこ 井上 美千子	NPO法人しずおか共育ネット代表理事
かわぐち まさよし 川口 正義	静岡市教育委員会スクールソーシャルワーカー&スーパーバイザー
こばやし ともこ 小林 朋子	静岡大学教育学部教授
しまだ けいご 島田 桂吾	静岡大学教育学部准教授

### 4 開催計画

- ・より深掘りした議論を行うため、設置期間を2年間とし、令和4年度中に中間報告、令和5年度中に最終報告を取りまとめ、それぞれ実践委員会に提案する。
- ・令和4年度は、5回の会議とともに、現地調査や関係者との意見交換を実施する。

## 子どもたちが直面する社会的課題の現状等

### 1 要旨

いじめや不登校に加え、児童生徒の相対的貧困等の経済的格差や家族の世話を日常的に行う「ヤングケアラー」等の社会的課題も顕在化しており、県内にも、支援を必要とする児童生徒や家族が多く存在している。

国においては、子どもが自立した個人として等しく健やかに成長することができる社会の実現に向け、子どもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、子どもの権利利益の擁護を任務とする「こども家庭庁」が令和5年4月1日に創設される。

### 2 いじめ

- ・国が実施した「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、県内の国公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で令和2年度に認知されたいじめは11,909件で、そのうち「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月施行）に規定される「重大事態」は15件
- ・「いじめ防止対策推進法」及び「静岡県子どもいじめ防止条例」（平成28年12月施行）に基づき、人権教育の啓発、新型コロナウイルス感染症に関連する誹謗中傷を防ぐ取組、学校における取組の支援、SNSを活用した相談等のいじめ防止の取組を推進

※いじめによる「重大事態」

- ・いじめにより児童生徒が自殺を企図した、心身に重大な被害を負った、金品等に重大な被害を被った、精神性の疾患を発症した、相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席した等の疑いがあると認めるとき
- ・子どもや保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

＜本県におけるいじめ認知件数＞

区 分	令和2年度(前年度比)	令和元年度
小 学 校	9,149 件(▲1,714 件)	10,863 件
中 学 校	2,645 件(▲ 698 件)	3,343 件
高 等 学 校	105 件(▲ 19 件)	124 件
特別支援学校	10 件(▲ 5 件)	15 件
合計	11,909 件(▲2,437 件) うち「重大事態」15 件	14,345 件

\* 「重大事態」の件数は令和2年度分から合計のみ公表

### 3 小・中学生の暴力行為

- ・平成 27 年度から令和元年度にかけて、小学校の暴力行為は倍増し、中学校の暴力行為は大きく減少している。
- ・令和 2 年度は、「コロナ禍による臨時休業期間があったこと」、「学校生活において社会的な距離を取ることが求められ、結果として児童生徒同士の接触の機会が減ったこと」から、小・中学校ともに減少している。

#### ※「暴力行為」

- ・自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為

対教師暴力	教師に限らず、用務員等の学校職員も含む
生徒間暴力	何らかの関係がある児童生徒同士に限る
対人暴力	対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く
器物破損	学校施設・設備等の破損

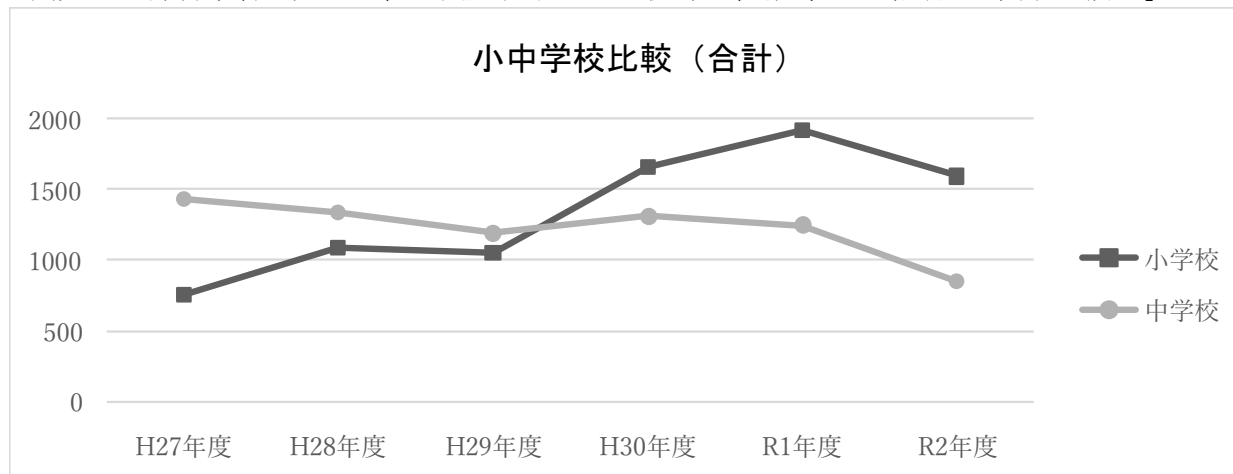
\*家族・同居人に対する暴力行為は調査対象外

#### <県内小中学生の暴力行為の推移>

(単位：件)

区 分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
小学校	対教師暴力	55	85	99	211	251	202
	生徒間暴力	539	738	753	1,179	1,379	1,149
	対人暴力	11	20	7	16	13	19
	器物損壊	148	244	191	246	270	221
	合計	753	1,087	1,050	1,652	1,913	1,591
中学校	対教師暴力	160	160	157	148	97	85
	生徒間暴力	808	870	750	894	933	585
	対人暴力	38	45	32	38	13	22
	器物損壊	422	263	254	227	203	156
	合計	1,428	1,338	1,193	1,307	1,246	848

\* 出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」



#### 4 不登校

- ・国が実施した「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、本県（指定都市を含む。）の令和2年度の不登校児童生徒数（当該年度中に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒）は、小学校が2,056人、中学校が4,321人、高等学校が1,043人（全日制421人、定時制622人）
- ・児童生徒が「わかった」、「おもしろい」と思える授業づくりに取り組むとともに、「チーム学校」として適切な指導・支援を可能とするための学校体制の構築、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した支援等を実施

#### <本県における不登校の状況（指定都市含む）>

区分	児童生徒数		全児童生徒数に占める割合		
	令和2年度 (前年度比)	令和元年度	令和2年度 (前年度比)	令和元年度	
小学校	2,056人 (+75人)	1,981人	1.11% (+0.06P)	1.05%	
中学校	4,321人 (+21人)	4,300人	4.70% (+0.02P)	4.68%	
高等学校	全日制	421人 (▲48人)	469人	0.70% (▲0.04P)	0.74%
	定時制	622人 (+191人)	431人	21.53% (+6.58P)	14.95%

#### <全国の全児童生徒数に占める不登校児童生徒数割合（国公立学校を含む）（令和2年度）>

区分	小学校	中学校
全国	1.0%	4.1%

#### <教育支援センター(適応指導教室)及び民間施設等で相談・指導を受けた不登校児童生徒数（指定都市含む）（令和2年度）>

区分	教育支援センター	民間施設等
小学生	270人	99人
中学生	626人	129人
合計	896人	228人

## 5 貧困

- ・令和2年度に国が中学2年生とその保護者を対象として抽出（有効回答数2,715件）で実施した「子供の生活状況調査」によると、「過去1年間で、お金が足りなくて食料が買えなかった経験」が「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と回答した保護者は、全体で12.3%
- ・令和元年度に本県が小学5年生及び中学2年生とその保護者を対象として抽出（保護者の有効回答数3,385件）で実施した「子どもの生活アンケート調査」によると、過去1年間に生活費不足による借金経験があるのは、貧困世帯では27.4%
- ・生活困窮世帯の子どもへの学習支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資する就労支援、経済的支援等を実施

### <全国における家庭の経済状況（令和2年度）>

○過去1年間で、お金が足りなくて食料が買えなかった経験（保護者調査）

区 分	よくあった	ときどきあった	まれにあった	全くなかった
全体	1.7%	2.7%	6.9%	87.8%
収入が中央値1/2未満	8.3%	10.1%	19.3%	62.3%
母子家庭世帯	6.6%	7.9%	17.6%	67.9%

### <本県における家庭の経済的困窮経験（令和元年度）>

○過去1年間で、生活費が不足し親族や金融機関から借金をした（保護者調査）

貧困世帯：27.4%、非貧困世帯：8.5%

\*平成28年国民生活基礎調査における貧困区分を準用し、貧困世帯と非貧困世帯を区分（4人世帯の場合：可処分所得250万円以下を貧困世帯として区分）

## 6 ヤングケアラー

- ・令和3年度に本県が小学校5・6年生、中学生、高校生の全てを対象に実施したヤングケアラー実態調査によると、ケアしている人がいる児童生徒は、全体で4.6%
- ・令和3年度に本県が実施した県政インターネットモニターアンケート調査によると、ヤングケアラーについて「聞いたことがあり内容を知っている」が55.9%
- ・令和4年度事業として、関係機関職員への研修等の実施やコーディネーターを派遣し市町におけるヤングケアラー支援体制の構築を支援するとともにピアサポート活動等の支援を行う。

### ※ヤングケアラー

- ・「年齢や成長の度合に見合わない重い責任や負担を背負って、本来、大人が担うような家族の介護（障害・病気・精神疾患のある保護者や祖父母の介護等）や世話（年下のきょうだいの世話等）をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子ども

### <ケアしている人がいる児童生徒の割合（静岡県：令和3年度、国：令和2年度）>

区 分	静岡県	国
小 学 生	5.0%	6.5%
中 学 生	5.0%	5.7%
高 校 生	3.9%	4.1%
全 体	4.6%	—

※国は、令和2年度に中学2年生、高校2年生を対象に抽出で実施

### <ケアを行うことであてはまること（複数回答）（静岡県：令和3年度、国：令和2年度）>

区 分	静岡県	国
特にない	70.2%	55.1%
自分の時間が取れない	11.3%	18.4%
宿題・勉強をする時間が取れない	7.6%	14.5%
睡眠が十分に取れない	6.4%	9.8%
友人と遊ぶことができない	6.1%	9.9%
どうしても学校を遅刻・早退してしまう	1.7%	2.7%
部活や習い事ができない、辞めざるを得ない	1.5%	3.5%
進路の変更を考えざるを得ない、進路を変更	1.4%	4.8%
学校に行きたくても行けない	0.9%	1.3%
その他・無回答	9.2%	14.2%

\*国は、令和2年度に中学2年生、高校2年生を対象に抽出で実施



## 7 外国人児童生徒

- ・令和3年5月1日時点で県内の住民基本台帳に登録されている外国人の子ども4,192人のうち、義務教育諸学校や外国人学校等に在籍していない185人の追跡調査を行った結果、令和3年12月末時点で40人が不就学
- ・「不就学ゼロ」に向け、家庭訪問等での自動翻訳機の活用、帰国・外国人児童生徒等教育連絡協議会等における情報提供、就学状況等の調査を実施

### <本県における外国人児童生徒の就学状況>

区分	A	B	C	D	Dの内訳 (5月1日時点)				Dの内訳 (12月末時点 追跡調査後)			
	住基登録者	義務教育諸学校	外国人学校等	追跡調査対象者数	不就学	転居・出国	調査済不明	未調査	就学	不就学	転居・出国	調査済不明
令和2年度	4,184	3,476	383	325	76	123	47	79	95	60	159	11
令和3年度	4,192	3,586	421	185	56	68	61	0	63	40	80	2

## 8 こども家庭庁

### (1) 設置の趣旨

- ・常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設

### (2) 設置時期

令和5年4月1日

### (3) 今後のこども政策の基本理念

- ・こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案
- ・全てのこども健やかな成長、well-beingの向上
- ・こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援
- ・待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換
- ・データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル（評価・改善）

### (4) こども家庭庁の事務

#### ○自ら実施する事務

- ・小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
- ・子ども・子育て支援給付その他のこども及びこどもを養育している者に必要な支援
- ・こどもの保育及び養護
- ・こどものある家庭における子育ての支援体制の整備
- ・地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保
- ・こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進
- ・こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
- ・こどもの保健の向上
- ・こどもの虐待の防止
- ・いじめ防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備
- ・こどもの権利利益の養護（他省の所掌に属するものを除く）等

#### ○内閣の重要政策に関する事務

- ・こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現のための基本的な政策に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整
- ・結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整
- ・子ども・若者育成支援に関する事項の企画及び立案並びに総合調整

## 「子どもの健やかな成長を支える教育の推進」に係る主な取組

### 1 困難を抱える子どもを支える環境づくり

#### ○いじめの防止等の対策（教育政策課）[参考資料 P 1](#)

- ・いじめ防止対策推進法に基づき、「静岡県いじめ問題対策連絡協議会」及び「いじめ問題対策本部」を設置するとともに、人権教育の啓発、外部専門家の活用等による学校における取組の支援、SNSを活用した相談等を実施

#### ○不登校の状況と対策（義務教育課）[参考資料 P 3](#)

- ・小中学校において増加する不登校児童生徒に対応するため、児童生徒が安心・安全に生活することができる「魅力ある学校づくり」を推進し、自己肯定感や自己有用感を育む授業づくり等に取り組むとともに、児童生徒の様子を丁寧に見取り、チーム学校として組織的な早期対応を実施。

#### ○スクールカウンセラーの活用（義務教育課）[参考資料 P 8](#)

- ・児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者により、不登校やいじめ等の生徒指導上の諸課題に対応

#### ○スクールソーシャルワーカーの活用（義務教育課、高校教育課）[参考資料 P 10](#)

- ・教育分野に関する知識に加えて社会福祉等の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーにより、生育歴や家庭環境等の環境を含めた包括的なアセスメントとプランニングの視点から当該児童生徒が置かれた環境への働き掛けや関係機関等とのネットワークの活用を実施

#### ○「気づきカフェ」の設置（高校教育課）[参考資料 P 12](#)

- ・孤立しがちな生徒の居場所確保のため、県立静岡中央高校に「気づきカフェ」を設置し、コミュニケーションを通じて高校生活への定着を促進

#### ○子どもの貧困対策（こども家庭課）[参考資料 P 14](#)

- ・貧困の連鎖解消のため、「ふじさんっこ応援プラン」に基づき、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援、経済的支援等を実施

#### ○子どもの居場所づくりの支援（こども家庭課）[参考資料 P 21](#)

- ・食事の提供や学習支援等を行う子どもの居場所づくりのため、担い手の開拓やアドバイザーの派遣等による円滑な立上げの支援や持続的な活動に向けた助成を実施

#### ○「しずおか寺子屋」の推進（社会教育課）[参考資料 P 26](#)

- ・家庭において、子どもたちが主体的に学習に取り組む習慣を身に付けることができるよう、地域の教育力（地域住民・大学等参画）を活用した放課後学習支援を実施する体制づくりを推進

#### ○ふじのくに型学びの心育成支援（地域福祉課）[参考資料 P 29](#)

- ・様々な課題を抱える生活困窮世帯のうち、子どもを有する世帯を対象に、課題に即した個別支援のほか、生活習慣の改善、学習意欲の喚起、実学の修得を目的とした

食育や社会体験を含めた学びの場の提供を実施

○「**ヤングケアラー**」への支援（こども家庭課）**参考資料 P31**

- ・ヤングケアラーに早期に気づき支援につなげることができるよう、庁内関係局・課による「ヤングケアラー支援検討会議」を設置するとともに、県内の小、中、高校生を対象とした実態調査の結果を踏まえ、関係機関職員への研修の実施や市町の支援体制の構築の支援のほか、ピアサポート相談活動等を支援する。

○**特別支援教育の実施**（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）**参考資料 P47**

- ・特別な支援を必要とする児童生徒の自立と社会参加を目指し、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、通常の学級での指導をはじめ、特別支援学校や特別支援学級、通級による指導等を実施

○**医療的ケア児への支援体制の整備**（特別支援教育課）**参考資料 P50**

- ・医療的ケア児の保護者付添いの負担軽減のため、人工呼吸器装着児に対する学校看護師による医療的ケアと、医療的ケア児への通学支援のモデル事業を実施

※医療的ケア児：NICU等に長期に入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養など医療的ケアが日常的に必要な児童

○**日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援**（義務教育課）**参考資料 P53**

- ・外国人児童生徒相談員、外国人児童生徒スーパーバイザー、日本語指導コーディネーターによる外国人児童生徒の支援、外国人児童生徒教育担当者を対象とした研修会、「やさしい日本語」研修会等を実施

○**高校における外国人生徒への支援**（高校教育課）**参考資料 P54**

- ・キャリアコンサルティング技能士及び日本語コーディネーターの支援対象校へ巡回派遣し個々の生徒の状況に応じた個別の支援プランの作成や進路実現に向けたキャリア支援を行うほか、日本語能力の習得を目的とした日本語学習講座を実施

## 2 人口減少を見据えた高等学校教育の在り方

○**魅力ある高校づくりに向けた研究**（高校教育課）**参考資料 P65**

- ・県立高校の普通科改革、新学科等の具現化に向けた研究を指定校（計 33 校）で実施（研究内容：リベラルアーツの推進・探究、研究機関連携による社会課題探究、地域協働による地域課題探究、地域に開かれた学校づくり探究）

○**中山間地域等の小規模校への支援**（高校教育課）**参考資料 P67**

- ・魅力ある高校づくりに向けた研究の一つとして、通学可能な学校が限られている地域等の小規模校において、先端技術や地域人材、民間活力を積極的に学校運営に取り入れる研究を下田高校南伊豆分校、稲取高校等、計 6 校で実施

○**中山間地域の小規模校における遠隔教育の推進**（高校教育課）**参考資料 P68**

- ・魅力ある高校づくりに向けた研究の一つとして、遠隔授業の活用に関する研究を浜松湖北高校佐久間分校、伊豆総合高校土肥分校で実施

○**県立伊豆総合高等学校土肥分校の魅力化**（高校教育課）**参考資料 P70**

- ・年間 5 人程度の県外からの「土肥留学生」の受入れを目指し、令和 5 年 4 月入学生からの全国募集に向けた準備を実施

## 静岡県立高等学校における今後の在り方の検討（案）

（教育委員会高校教育課）

## 1 概要

「ふじのくに魅力ある学校づくり推進計画（静岡県立高等学校第三次長期計画）」（H30.3月策定。以下「長期計画」）に基づき学校づくりを推進してきた。

本県教育を取り巻く状況変化や課題等を踏まえ、長期計画で示されている県立高校の在り方について改めて検討する。

## 2 課題等

項目	内容
新時代に対応した学びの推進	○変化が激しい時代にあり、必要とされる資質能力や学びの手法等が変化（「生きる力」、「学びに向かう力・人間性等」、「個別最適・協働的な学び」、「探究的な学び」など）
人口減少の進行 地域の持続可能性	○長期計画策定後の生徒数の減少がさらに進行 策定当時(R10.3 中学校卒業見込者数)＝約 31,000 人 現在(R17.3 中学校卒業見込者数)＝約 24,000 人 さらに私立高校授業料一部無償化でこれまでの公私の役割が変化 ○地域の核として公立高校の役割への期待が拡大 ○志願者確保、教育の質の向上、教育環境の整備等に地域の理解と支援が不可欠（地域と連携した予算等の制約の克服）
コロナ禍による教育環境の激変	○学びの保障やデジタル化の遅れ、コロナ対応も含めた教員多忙化などの様々な課題が顕在化 ○ICT活用の急速な進展、学校のセーフティネット機能の必要性拡大など、教育の在り方の大きな転換期が到来

## 3 高等学校の在り方の方向性

変化の激しい時代を生きる生徒の資質能力を育むには、画一でない、多様で自由な教育環境が求められ、高校の在り方として、一層の多様性が求められる

項目	在り方の方向性	検討の視点
新時代に対応した学びの推進	○急激な社会変化に適応できる資質能力や学びの手法など、高校の新たな学習スタイルや将来像を提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・探究・地域連携など協働的な学び、実社会との関わりの深化</li> <li>・先端技術（AI・ICT）による個別最適な学び</li> <li>・社会の急激な変化に適応できる多様な高校（体制・施設・カリキュラム等）</li> </ul>
人口減少の進行 地域の持続可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人口減少に適応した学校の在り方</li> <li>○地域活性化の核としての高校魅力化・特色化</li> <li>○持続するための地域の理解・支援、施設等の持続可能性の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な選択が可能な学校配置</li> <li>・再編ありきでない様々な選択肢（学校間連携、公私分担等）</li> <li>・小規模校の教育内容の充実（特色ある学科への改編等）</li> <li>・地域意見反映の仕組み、地域との連携・役割分担</li> <li>・施設整備（施設複合化等）など</li> </ul>
コロナ禍による教育環境の激変	○学びの機会や質を保障するICT等の効果的活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先端技術（AI・ICT）による個別最適な学び（再掲）</li> <li>・教員の指導スキル向上</li> </ul>

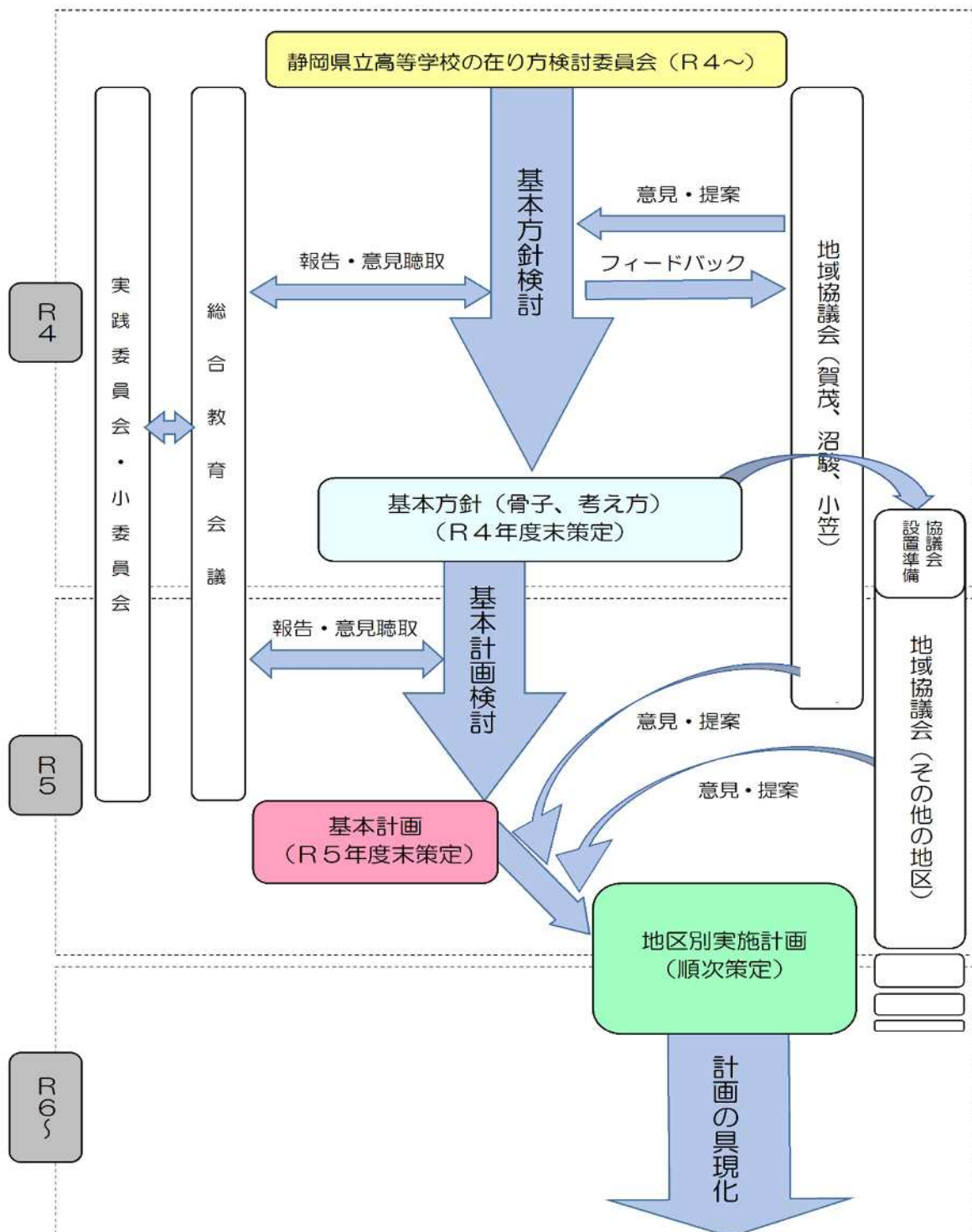
#### 4 検討の進め方

(令和4年度)

- ①在り方に関する基本的方向性（基本方針）を策定  
→学識経験者、教育・産業分野及び保護者の代表者からなる「静岡県立高等学校の在り方検討委員会」を設置
- ②並行して、首長も含め地域の意見を伺う場として「地域協議会」を設置  
→小笠、沼駿、賀茂地域を先行設置。議論の内容を基本方針に反映  
\*議論の過程は、随時、総合教育会議及び実践委員会に報告  
\*「才徳兼備の人づくり小委員会」での議論の経過を随時反映

(令和5年度～)

- 基本方針を踏まえ、基本計画を策定
- 引き続き「地域協議会」を開催し、地域計画を策定



静岡県立高等学校における今後の在り方検討

過去から現在

高等学校の多様な在り方の方向性

将来像

静的・直線的・  
固定的・受動的な  
学習システム  
(OECD ラーニング・コンパス  
(2019より))

生徒

- 状況の変化**
- コロナ禍等による変化や不確実性
  - ICTを活用した授業の日常化

**検討の視点**

- 生徒一人ひとりに応じた効果的な学習
- これまでの学びと先端技術の組み合わせ
- 探究学習・地域と連携した学習の推進
- 「well-being」実現に向けた担い手育成

生徒の可能性を引き出す  
「個別最適な学び」

社会性・協調性を育む  
「協働的な学び」

固定的・階層的  
な学校配置  
適正規模(6~8  
学級)を前提とし  
た再編整備

学校

**状況の変化**

- 多様な学びを生む環境の整備が必要
- 私立高校の授業料の実質無償化
- 人口減少、過疎化の急激な進行
- ICTによる距離を超えた学びの可能性

**検討の視点**

- 再編整備以外の多様な選択肢の提示
- 公立・私立高校が共創する関係の構築
- 小規模校の教育内容を充実させる具体的手法
- ICT活用による学校間連携等の推進

多様な選択を可能とする  
フラットな学校配置  
小規模校においても  
教育の質を保障

様々な教育課題  
を学校だけで  
解決(自前主義)

地域

**状況の変化**

- 学校だけで解決困難な諸課題の急増
- 教員の多忙化の更なる進行
- 小規模校再編への地域の様々な意見
- 地域活性化に貢献する担い手不足

**検討の視点**

- 地域・企業等との連携強化と役割分担
- 地域の意見を反映させる仕組みづくり
- 学校と地域をつなぐ人材の確保・育成

学校と地域・産業等との  
連携を強化し、地域資源  
を生かした学校づくり

「地域とともに多様性を育む」教育の実現・実践

未知な環境の中でも、自分と社会が望む未来に向けて行動する子どもたちの育成

## 「子どもの健やかな成長を支える教育の推進」に関する実践委員会の意見

### (困難を抱える子どもたちを支える環境づくりのための方策)

- 学校でも小学生の暴力事件が急増している。特に低学年で増加していることから、就学前の環境に問題があると言われている。就学前の子どもの教育は親であるので、数年から10数年で親になる高校生の段階での心の教育を充実すべきである。ソーシャルワーカーやカウンセラーを増やすのは最終手段であり、未然防止に力を入れてほしい。
- 心の教育は、指導要領にも盛り込まれているが、教員が追い付いていないので、大学と協働しながら、教員に対して心の教育に関する研修を実施し、少しずつ学校の中に下ろしていくとよい。
- 未然防止の方策として、①学校行事やクラス活動のような学校全体での取組によりつながりと居場所を確保する、②ピアサポート等により子ども同士がサポートし合う、③①と②で対処できなかったときに初めて大人が出てきてカウンセラーやソーシャルワーカーのところに行く、の3段階で行っていけば効果があるという話を伺った。
- 通いがいや学びがいがあるかどうかで学校生活は全く変わってくる。そもそも学校は、嫌なことでもやらなくてははいけないという点で、社会性を身に付ける上で大事な場所である。その中で何をやりたいかというところから動き出して深まっていくことが大事であり、主体的に取り組めることが見つかり、心の問題もクリアされると同時に、様々な学習機会に結び付いていく。前向きに取り組めることが見つかったら、それを広げることに伴走していくのが学校を取り巻く大人や教員の役割である。
- 教育機会には、年齢、空間、理解、言葉等の様々な壁があり、それを少しでも取り除こうとするプロセスでは、教育がオープンであろうとすることが大事である。
- 教育の多様性を実現するのはとても難しい。高校に求められる役割、進路、大学入試、生徒も多様化している中で、周りの教員の協力と同時に、学校外の多職種の方々との連携を保ちながら進めていけることもある。

### (人口減少社会を見据えた高等学校教育の在り方)

- 授業のやり方について、スクール形式ではなく、ロの字型の席で教員がファシリテーターとなり子どもたちが議論し合う中で主体的・対話的で深い学びが実現できる。改革の意識が学校内で生まれ教員が変わらない限りは授業が変わらない。県立高等学校の在り方検討委員会に期待する。
- 学校は地域のものであり、地域の方が参加する仕組みをつくることが重要である。教員も多忙なので、例えば、ティーチングアシスタントを置くということもある。教育そのものに関しては、しっかりと予算を付けるべき部分を明確に線引きし、ボランティアでできる部分を見える化する必要がある。



- 教育を変えていくためには、腰を据えて取り組んでいかなければリセットされてしまう。2・3年で校長が異動していると腰を据えた改革はできない、同じ視点で地域との関係性をつくりながら取り組んでいくのに対し、人が替わってしまうと関係性が薄らいで持続していくのが大変になる。活性化のための異動も重要だが、先を見据えた取組が必要である。
- どのような学校も地域の魅力を生かせば特色が出てくる。高校の在り方として多様性が求められるが、地域の魅力を生かすこと、福祉科や総合ビジネス科等の特徴的な学科を生かすことをどのように地域と連携して行っていくかが大事である。地域と学校をつなぐ人が必要になるが、異動のある教員は大変であり、教員もわくわくする特色をつくっていければ持続可能となる。
- 高校も中学も地域における存在意義があり、特に高校はそれを地域で共有できるかが大事である。地域密着と経営的仕組みの取入れ方をまず共有し軸として置き、その軸に対して様々な施策を紡いでいくような取組ができれば継続性につながっていく。
- 子どもたちが国際社会の厳しい荒波の中で生きていくためには、自分を海外においても表現できることが必要になってくる。清水南高校では、今までではなかった SPAC と連携したカリキュラムが入ってきており、教育が変わってきている。学校存続のためでなく、これを行うためにこの学校が必要であるというプログラムを入れていくことが子どもたちに教育の場を与えていくことにつながる。
- 内申重視の高校入試制度に変革がもたらされないと、子どもたちが自分の意見を言うより教員の求める答えをなぞるようになり、自分で考えていることが表現できなくなる。入試制度は、時間をかけて検討していくべき課題である。
- 画一でない多様で自由な教育環境を実現するためには、教員自身がそうであることが最も大事である。一人ひとりの教員のやりたいことができる環境が必要であり、異動の際にもできる限り本人の希望を叶えるようにし、教員一人ひとりが輝けるようになることが多様で自由な在り方につながる。
- 「県立高等学校の今後の在り方検討」について、「生徒」、「学校」、「地域」の視点はあるが、指導者育成の視点が欠けている。教員免許を取得した後、指導者を更に伸ばす育成システムが必要である。子どもを育てるために指導者をしっかり育成していくことが大事であり、時間と費用がかかるが、効率的に進めることが大事である。
- 教員がオブザーバーとなって双方向・協働型による授業を展開するためには、教員の知識やスキルが不足している。国際バカロレア教育を浸透させていくことにより、将来教育者となり得る人材が育っていく。
- 「自立」イコール「主体性」であり、教員はティーチャーでなくコーチやファシリテーターになる必要がある。ロの字型の席で皆の目を見ることにより主体的に入っていくことができ、そこにコーチがいることで様々なことが生まれるので、この点は検討してほしい。

## 「生涯を通じた学びの機会の充実」に関する論点

変化の激しい社会においては、社会人となった後も学びを重ね、新たな知識や技能を身に付けていくことが求められている。ライフステージに応じた活躍支援や若者の活躍促進等の観点から、社会人の学び直しは重要となっている。

本県では、市町の関係機関と連携し、県民に対する多様な学習機会を提供するとともに、県立中央図書館の充実に取り組んでいる。

一方、広く一般が参加対象となる学びの場においては、障害のある人や外国人県民にとって参加しづらい状況がある。

誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かしてより良い社会づくりに参画し行動できる生涯学習社会の実現が求められている。

国籍や年齢、障害の有無にかかわらず、全ての県民が目標や生きがいを持って豊かな人生を送ることができるよう、多様な学習機会の提供とともに、利用しやすい環境や誰もがともに学ぶことのできる環境の整備が必要である。

### ◆論点1：全世代に対する学びの機会の充実

人生100年時代を見据え、年齢にかかわらず、誰もが生涯を通じて学びたい時に学ぶことのできる環境を整備し、一人ひとりの「可能性」と「チャンス」を最大化していくために、具体的にどのような取組が考えられるか。

#### 【検討の視点】

- ・ICTの活用や関係機関との連携による多様な学習機会や学習情報の提供
- ・多様な学習ニーズを支援し生涯学習を推進する人材の育成や資質向上
- ・大学等において社会人の学び直し等を行う「リカレント教育」の促進
- ・生涯学習の拠点としての県立中央図書館に求められる機能やサービス
- ・県内全域における県民の図書館を利用しやすい環境の整備

### ◆論点2：誰もがともに学ぶことのできる機会の充実

障害の有無や国籍等にかかわらず学ぶことのできる学習活動の充実を図るために、具体的にどのような取組が考えられるか。

#### 【検討の視点】

- ・互いの個性や多様な価値観を認め支え合う意識の醸成
- ・障害のある人の学習活動の充実
- ・外国人県民の日本語学習の支援と学習活動の充実
- ・障害のある人や外国人県民が参加しやすい学びの場づくり

## 「生涯を通じた学びの機会の充実」に係る主な取組

### 1 全世代に対する学びの充実

#### ○生涯学習講座・イベント等の情報提供（社会教育課、総合教育センター）[参考資料P76](#)

- ・ 県民の「いつでも」「誰でも」「どこでも」生涯にわたって学び続ける意欲を高めるため、ICTを活用した「静岡県生涯学習情報発信システム」（通称「まなぼっと」）により、生涯学習講座やイベント等の情報を収集し、一元的に提供

#### ○しずおか県民カレッジの開設（社会教育課、総合教育センター）[参考資料P77](#)

- ・ 県民の主体的な学びを促進するため、連携講座受講者で希望する者をしずおか県民カレッジ受講生とし単位を付与するとともに、一定の単位認定者に対して称号を付与

#### ○リカレント教育の推進（大学課）[参考資料P79](#)

- ・ 社会人の学び直しやスキルアップのための仕組みを整備するため、産学官による静岡県リカレント教育検討会議を設置し、実施主体やモデルプログラム等を検討

#### ○県内大学における社会人向け公開講座の開催（大学課）[参考資料P81](#)

- ・ 県民に生涯学習の機会を提供し、地域の文化の向上に寄与するため、研究成果を地域社会に還元する公開講座を開催

#### ○新県立中央図書館の整備（社会教育課）[参考資料P87](#)

- ・ 整備機能や規模等を具体化した新県立中央図書館整備計画（令和3年3月策定）に基づき設計者を選定し、令和4年3月から基本・実施設計を実施中

#### ○県立中央図書館のデジタルライブラリーの運用（社会教育課）[参考資料P90](#)

- ・ 県立中央図書館が所蔵する貴重書や地域資料をデジタル化し、インターネット上で公開

### 2 誰もが学ぶことのできる機会の充実

#### ○障害者の生涯学習の推進（社会教育課）[参考資料P91](#)

- ・ 第37期社会教育委員会の中間報告「障害者の生涯学習推進に向けて」を受け、市町障害者学習支援担当者を開催し県と市町の連携体制の構築を目指すほか、社会教育主事や社会教育士等へ障害者の生涯学習支援事例等の情報提供を実施

#### ○地域日本語教育体制の構築（多文化共生課）[参考資料P92](#)

- ・ 日本語能力が十分でない外国人県民（16歳以上対象）が生活に必要な日本語能力を習得できるよう、日本語教室開設促進等を行う総括コーディネーターの設置、モデル市町における日本語教育人材や日本語能力判定者の養成、日本語学習教材の作成、モデル市町以外での人材養成の支援や関係者の情報共有の場の設置等を実施

#### ○県立ふじのくに中学校（夜間中学）の設置（義務教育課）[参考資料P95](#)

- ・ 様々な理由により義務教育を修了できなかった人、不登校のためにほとんど学校に通えなかった人、本国で義務教育を修了していない外国籍の人等を対象とする県立の夜間中学「静岡県立ふじのくに中学校」を令和5年4月に設置（磐田本校・三島教室）

## 「生涯を通じた学びの機会の充実」に関する実践委員会の意見

- 学びたいときに学べる環境づくりという点で、高校生が大学の講座を受けることで単位を得られる先取りプログラムのようなものがあったとしてもよい。大学の講座を録画し、それを高校生に見せて単位を取らせるというやり方も考えられる。制度的に可能であれば、そのような方法により、やる気のある高校生に大学の学びを先取りさせ、将来なりたいものが実現可能になるように手助けできるとよい。
- 社会総がかり教育の一環で、大学教員に負担を掛けないよう、社会で活躍している人たちが講座を開き、質問を受けるといった形がつかれないか今後議論してほしい。
- 個人の特性を生かして社会のために自分の能力を発揮しようとするムードが家庭の中に広がってくれば、学校の努力が生かされる。子どもたちが個性を生かそうと一生懸命になっている中で、それを大人が周りから応援していくという社会が組み立てられると静岡県は素晴らしい。
- 日本の文化の教育も入れてほしい。本来、習慣や伝統が息づく家庭の中で学んでいた日本文化が家庭では学ばなくなっている状態である。国際化は重要だが、文化の知識があるからこそインターナショナルの価値があり、同じ価値観を持った人しかいないのは多様性ではない。静岡県はお茶の国なので、全ての学校で茶道を教えるということも考えられる。
- お茶を入れられる、俳句を詠めるなど何か一つでもあれば自信になり、海外で日本文化を伝えることができる。静岡県からその流れを作してほしい。
- 海外で深い人間関係を築く上では、日本人なら日本の歴史や文化を語ることができるということが絶対条件である。
- 自分自身が成長することと子どもを成長させることは別の考え方である。子どもを成長させるための親の関わり方に関する心得を親に勉強させれば、子どもの成長にかなり寄与できる。少なくとも、地域のリーダーになれる親の集まりに親の心得の勉強会のようなものがあれば、それを浸透させることで、バランスの取れた子どもを育成していくことができるので、親の成長につながるような取組を検討してほしい。

## 県立高校への県外からの入学（令和5年度入学者選抜制度（案））

（教育委員会高校教育課）

### 1 概要

県立高校の県外からの入学について、新たに県外からの志願を認める。なお、今後の運用結果により、制度は柔軟に見直していく。

### 2 現状

- ・志願資格を有するのは原則県内の中学校卒業生（入学後、保護者と県内に居住することが明らかな場合などを除く）
- ・R4年2月調査で、全県で6校38人が、保護者の転居を伴わず県外から入学していたことが判明
- ・R4年度入試では、家庭の事情等により転居が難しい場合には、身元保証人をつけることで対応

### 3 令和5年度入学者選抜への対応（案）

#### （1）基本的方向性

- ・保護者の転居を伴わない県外からの志願についてルールを明確化する。
- ・学校の特色化・活性化に寄与する意欲ある県外志願者を求める。
- ・県内全ての県立高校において、受入れを可能とする。

#### （2）具体的な条件（概要）

「学校の特色化、活性化に寄与する県外からの志願者の募集（案）」

##### ①志願者

- ・学校の特色化、活性化に寄与する県外からの志願者とする。
- ・学校裁量枠（文化的・体育的活動、学科等への適性等）のうち一つに志願することができる。

##### ②志願資格（次のいずれかに該当する者とする。）

- ・保護者とともに居住し、県外の自宅から通学できる者
- ・県内に身元保証人を定め、身元保証人が生活全般を日常的に支援できる者  
（身元保証人との同居を必要とするなど、学校の実情に応じた条件の設定が可能）

##### ③合格者

- ・若干名（原則、全体の募集定員の5%を上限）

（参考）選抜方法

全体の募集定員		
①特別選抜	一般選抜	
	②学校裁量枠 （実技検査等）	③共通枠
海外帰国生徒選抜	文化的・体育的活動	3段階で選抜する
外国人生徒選抜	学科等への適性	
長期欠席生徒選抜	探究活動	
連携型選抜	特別活動等	
県外生徒特色選抜 （川根・土肥）	中学校における学習 （調査書の教科の合計）	

↑  
全体の募集定員の  
5%を上限とする

## 「県立高校への県外からの入学」に関する実践委員会の意見

---

- 方向性としては分かるが、何のためというところが見えづらい。目的をもう少し明確にしないと、学校において問題が発生したときに対処できなくなる可能性がある。実施すること自体は問題ないが、まだ問題点があるような気がするので、その点を明確にし、もう少し熟考した方がよい。
- ルールを明確化すること、平等に各高校を取り扱うという方向はよい。全国で中高一貫の公立高校が増えてくるなど学校の改革が進む時代なので、全体的な改革の流れを踏まえた方向性で考えてほしい。
- 根本は、部活動で選手を獲得し強化したいということであり、部活動そのものの在り方とセットで考えなければならない。部活動の問題だけで片付けられないかもしれないが、学校が特色化していくことは良いことなので、背景となる事柄との兼ね合いも含めて考えていくことが必要である。